資料１

令和７年度

柏市社会福祉法人等指導監査結果

● 社会福祉法人の指導監査の結果 ･････････････１ページ
● 高齢者施設の指導監査の結果 ･･････････････５ページ
・ 老人福祉施設への指導監査
・ 介護サービス事業所への運営指導
・ 有料老人ホームへの立入検査
● 障害者・障害児施設の指導監査の結果･･･････１８ページ
・ 障害者支援施設への指導監査
・ 障害福祉サービス事業所等，障害児通所支援事業所等への運営指導
● 保育施設等の指導監査の結果････････････････２６ページ
・ 児童福祉施設等への指導監査
・ 幼稚園（特定教育・保育施設）への指導監査
・ 居宅訪問型事業者への指導監督
・ 特定子ども・子育て支援施設への指導監査
・ 乳児等通園支援事業の指導監査
● 社会事業授産施設の指導監査の結果･･････････３７ページ
・ 社会事業授産施設への指導監査

柏市　福祉部　指導監査課

社会福祉法人の指導監査の結果

1　根拠

社会福祉法第５６条

2　目的

社会福祉法その他関係法令及び関係通知に基づき，適正な法人運営を図る目的で実施します。

3　実施体制

指導監査課が行います。

4　実施方法

(1) 一般監査

関係法令等に基づく周期により，指導監査課職員が社会福祉法人に出向いて実施します。

(2) 特別監査

一般監査によって重大な問題が認められた社会福祉法人や，不祥事の発生した社会福祉法人を対象に，改善が図られるまで重点的かつ継続的に実施します。

5　一般監査の周期

３年に１回。ただし，一定の要件（会計監査人等により監査等の支援を受けている場合等)に該当する場合は,４年に１回又は５年に１回に周期を延長することができます。

6　評価基準

(1) 文書指摘

法令・通知違反がある場合，前回の指導監査で口頭指摘した事項について正当な理由なく改善を怠っていた場合に行います。文書による通知を行い，概ね６０日以内の期限を付して改善報告を求めます。また，提出された改善報告では改善が認められないと判断される場合は，改善が図られるまで継続して指導を行います。

(2) 口頭指摘

軽微な法令・通知違反がある場合，改善中又は改善に向けた具体的な取組みが開始されていると判断される法令・通知違反がある場合に行います。口頭指摘であることを明示した上で文書による通知を行い，改善状況を次回の指導監査等で確認します。

(3) 助言

法令・通知違反ではありませんが，社会福祉法人の運営の向上に資すると考えられる事項がある場合に行います。指導監査のヒアリング等の中で助言します。

7　一般監査の実施状況

令和７年度は，所轄する２４法人のうち１１法人に対して，法人運営及び会計管理について実地監査を実施しました。

法人が実施する施設・事業	対象数	計画数	実施数	増減
老人福祉施設・事業のみ	8（8）	3（3）	3（3）	0（0）
障害福祉施設・事業のみ	6（6）	3（1）	3（1）	0（0）
児童福祉施設・事業のみ	6（6）	4（1）	4（1）	0（0）
複数分野の施設・事業	3（3）	1（1）	1（1）	0（0）
社会福祉協議会	1（1）	0（0）	0（0）	0（0）
計	24（24）	11（6）	11（6）	0（0）

※　対象数，計画数は令和７年４月１日現在のもの

※　（　）内の数値は，令和６年度のもの

8　社会福祉法人に係る指摘状況

(1) 件数

評価基準	件数	法人数		
		指摘有り	指摘無し	計
文書指摘	43（21）	10（5）	1（1）	11（6）
口頭指摘	92（36）	11（6）	0（0）	11（6）
計	135（57）			

※　（　）内の数値は，令和６年度のもの

(2) 内容

ア　適正な法人運営の確保

項目	件数	主な指摘内容
各設置組織（評議員会，理事会）の運営	37	・理事会の決議前に，評議員会の招集通知が発出されていたため，評議員会の招集に当たっては，あらかじめ理事会の決議により行うこと。 ・監事に対し，全ての理事会において，適切に招集通知を発出すること。
各設置組織の構成員（評議員，役員）の選任・解任	23	・評議員会に２回以上続けて欠席した評議員がいたため，評議員会へ参加できる者を新たに選任する又は評議員会を出席できるよう評議員会の日程調整を行う

		こと。 ・理事会に２回以上続けて欠席した監事がいたため，理事会へ参加できる者を新たに選任する又は理事会を出席できるよう理事会の日程調整を行うこと。
登記	2	・登記事項（資産の総額を除く）について変更が生じた場合，２週間以内に変更登記をすること。 ・資産の総額については，会計年度終了後３か月以内に変更登記すること。
その他	6	・定款には実際に実施する事業のみを定めること。 ・評議員及び役員の報酬について，現況報告書に記載されている報酬の金額に誤りが見受けられたため，現況報告書に正しい金額を記載すること。
合計	68	

イ　適正な会計管理の確保

項目	件数	主な指摘内容
経理事務の適正な執行（予算の執行を含む）	14	・経理規程を法令又は通知に合わせて改正すること。なお，改正に際しては，内部牽制に配慮した上で，法人の実態に合うよう，全体的に見直しを行うこと。
決算処理	29	・賞与引当金を計上しないことについて，重要性の判断を行う場合は，事業活動計算書のみならず，貸借対照表における重要性を考慮すること。 ・関連当事者の注記については，関連当事者を法人が把握し，年間取引の有無を確認した後に，その注記の要否を検討すること。
資金・資産等の管理	5	・毎会計年度末現在における固定資産の使用状況の調査結果について，固定資産現在高報告書を作成すること。

		・簿外資産として現金 15,000 円が発見されたため，経理規程に従い，適切な現金管理を行うこと。
契約等事務の執行	11	・契約書の作成を省略する場合においては，特に軽微な契約を除き，請書を徴すること。 ・随意契約を行う場合は，随意契約を行う合理的な理由を整理し，稟議書や理事会議事録等で明確化すること。
その他	8	・会計責任者，予算管理責任者等の各役職と理事長との兼務を避け，内部牽制に配慮した体制を整えること。 ・統括会計責任者は固定資産管理責任者を兼務しないこと。
合計	67	

9　研修

令和７年度は，社会福祉法人に対する研修をオンラインにて行いました。

高齢者施設の指導監査の結果

老人福祉施設への指導監査

1　根拠

老人福祉法第１８条

2　目的

老人福祉法その他関係法令及び関係通知に基づき，円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的に実施します。

3　実施体制

指導監査課が行います。

4　実施方法

(1) 一般監査

関係法令等に基づく周期により，指導監査課職員が施設に出向いて実施します。

(2) 特別監査

一般監査によって重大な問題が認められた施設や,不祥事の発生した施設を対象に，改善が図られるまで重点的かつ継続的に実施します。

また，死亡事故等の重大事故（死亡事故，意識不明となる事態等の重大な事故をいいます。）が発生した場合又は利用者等の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合は重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含みます。）に実施します。

5　一般監査の周期

３年に１回

6　評価基準

(1) 文書指摘

法令・通知違反がある場合，前回の指導監査で口頭指摘した事項について正当な理由なく改善を怠っていた場合に行います。文書による通知を行い，概ね６０日以内の期限を付して改善報告を求めます。また，提出された改善報告では改善が認められないと判断される場合は，改善が図られるまで継続して指導を行います。

(2) 口頭指摘

軽微な法令・通知違反がある場合，改善中又は改善に向けた具体的な取組みが開始されていると判断される法令・通知違反がある場合に行います。口頭指摘であることを明示した上で文書による通知を行い，改善状況を次回の指導監査等で確認します。

(3) 助言

法令・通知違反ではありませんが，社会福祉施設の運営の向上に資すると考えられる事項がある場合に行います。指導監査のヒアリング等の中で助言します。

7　重点指導事項

(1) 虐待の防止

利用者の尊厳を損なう虐待が行われることのないよう，施設の方針として「虐待を一切行わない」方針を明確にし，職員及び家族に周知しているか確認します。

また，やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合にあっても，身体拘束例外３原則の運用を適切に行っていること，虐待が疑われる場合には関係機関との連携のもと早期に適切な対応に努めているか確認します。

(2) 褥瘡の発生防止

褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに，その発生を予防するための体制を整備しているか確認します。

(3) 誤嚥による死亡事故の防止

利用者の摂食状況を把握し，利用者の処遇に係る計画を適切に作成した上でサービスを提供しているか確認します。

8　一般監査の実施状況

令和７年度は，所管する３５施設のうち１０施設に対して，施設運営及び入所者処遇について実地監査を実施しました。

施設の種別	対象数	実地監査		
		計画数	実施数	差引
特別養護老人ホーム	30（28）	9（8）	9（8）	0（0）
養護老人ホーム	1（1）	1（0）	1（0）	0（0）
ケアハウス	4（4）	0（1）	0（1）	0（0）
計	35（33）	10（9）	10（9）	0（0）

※　対象数，計画数は令和７年４月１日現在のもの

※　（　）内の数値は，令和６年度のもの

9　高齢者施設に係る指摘状況

(1) 件数

評価基準	件数	施設数		
		指摘有り	指摘無し	計
文書指摘	43（27）	10（7）	0（2）	10（9）
その他	29（54）	10（9）	0（0）	10（9）
計	72（81）			

※　（　）内の数値は，令和６年度のもの

(2) 内容

ア 適正な施設・事業所運営の確保

項目	件数	主な指摘内容
設備	4	・汚物処理室について，届出された図面上の配置と事業所における実際の配置に相違があったため，届出された図面上の汚物処理室の用途に沿った運用が行えるよう改め,その結果を報告すること。なお，平面図に変更が生じる場合は，事業所の平面図の変更届を提出すること。
人員・勤務管理	1	・配置基準確認のため，職種ごとの勤務状況が分かるような勤務表を作成することが望ましい。
規程・指針等の整備	4	・運営規定に「緊急時等における対応方法」を追加すること。
サービス提供に係る計画・記録の整備	3	・研修の実施内容及び参加状況について，記録を明確に残すこと。
緊急時対応（防災・防犯・事故を含む）	16	・事故発生の防止のための従業者に対する研修を年に２回以上実施し，実施内容及び参加状況について記録を明確に残すこと。
虐待・身体的拘束	3	・虐待の防止のための指針に盛り込む必要のある項目のうち，②虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項・③虐待の防止のための職員研修に関する基本方針・⑥成年後見制度の利用支援に関する事項について不足があったため，追加すること。
苦情解決	1	・カスタマーハラスメントに係るマニュアル作成や研修の実施を検討すること。
健康・衛生管理	13	・感染症の予防及びまん延防止に関する訓練（シミュレーション）を年２回以上実施し，記録を明確に残すこと。
食事等の提供	0	

情報開示	0	
その他	2	・研修の実施内容及び受講状況について，記録を明確に残すこと。
合計	47	

イ　適正な財務処理の確保

項目	件数	主な指摘内容
各種加算等の適正な算定	23	・実費相当額の請求が適当と認められる費用等については，重要事項説明書に当該内容を明記した上で，実費相当額を請求すること。
利用料金等の出納管理等	0	
財産管理（利用者からの預かり財産を含む）	1	・管理費に預り金管理費，買い物代行・同行費用，電化製品費等が含められていて人によって金額が異なる。分けて記載するか内訳を記載することが望ましい。
その他	1	
合計	25	

１０　特別監査の実施状況

令和７年度は，以下のとおり監査を実施しました。

特別監査の種別	施設数
特別監査（立入検査）	2（0）
	・特別養護老人ホーム　2（0）

※　（　）内の数値は，令和６年度のもの

介護サービス事業所への運営指導等

1　根拠

(1) 介護保険法第２３条

(2) 柏市介護保険施設等指導監査要綱

(3) 柏市介護保険施設等監査要領

2　目的

介護給付費対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に実施するものです。指導は，利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において，介護保険施設及び事業者の支援を基本として行います。

3　実施体制

介護老人保健施設については，保健所関係各課と指導監査課が合同で実施し，衛生管理等は保健所関係各課が，人員基準，設備基準，運営基準及び介護報酬の請求は指導監査課が行います。

その他の事業所については，指導監査課が行います。

4　実施方法

(1) 運営指導

事業所を訪問し，実地において記録等を確認して，サービスの質の向上を目的とした指導を行います。運営指導は定期的に実施しますが，前年度に指摘事項があり，改善が認められないと判断される場合は，今年度も継続して行います。

(2) 監査等

苦情及び通報等によって基準違反及び不正請求が疑われる場合に，必要に応じて実施します。

5　定期の運営指導の周期

６年に１回

6　評価基準

(1) 要改善事項（報告を要する文書指摘）

法令・通知違反又は不適正があり，早急に是正・改善を要する場合に行います。文書による通知を行い，期限を付して改善報告を求めます。

(2) 通知事項（報告を要さない文書指摘）

軽微な法令・通知違反又は不適正があり，次回の運営指導等で改善結果が確認できる場合に行います。文書で通知を行います。

(3) 口頭指導

事業の適切な運営確保又は不適切な運営の未然防止を図るため特に指導が必要な場合に行います。運営指導当日に口頭で改善を指示します。

(4) 助言指導

　改善することでサービスの質の向上につながると認められる場合に行います。運営指導当日に口頭で助言します。

(5) 好事例

　サービスの質の維持・向上に資すると認められる事項について，運営指導当日に紹介し，継続的な取組みを奨励します。

7　重点指導事項

(1) 虐待の防止

(2) 介護職員等の処遇改善

(3) 不正請求の防止（加算要件の確認）

8　運営指導の実施状況

　令和７年度は，所管する１,１２８事業所（サービス単位）に対して，運営指導を１７８事業所（サービス単位）実施しました。

サービスの種別	対象数	計画数	実施数	差引
訪問介護・訪問介護相当サービス・訪問型サービスA	264（272）	32（46）	29（46）	-3（0）
（介護予防）訪問入浴介護	9（8）	4（0）	4（0）	0（0）
（介護予防）訪問看護	107（104）	21（14）	19（14）	-2（0）
（介護予防）訪問リハビリテーション	6（6）	0（2）	0（2）	0（0）
通所介護・通所介護相当サービス	178（184）	16（20）	15（16）	-1（-4）
（介護予防）通所リハビリテーション	18（18）	4（8）	6（8）	2（0）
（介護予防）短期入所生活介護	50（48）	16（15）	14（15）	-2（0）
（介護予防）短期入所療養介護	19（19）	4（8）	5（8）	1（0）
（介護予防）特定施設入居者生活介護	21（21）	8（8）	8（8）	0（0）
（介護予防）福祉用具貸与	56（58）	8（4）	8（4）	0（0）
（介護予防）特定福祉用具販売	54（56）	8（4）	8（4）	0（0）
居宅介護支援	122（125）	19（13）	18（12）	-1（-1）
介護予防支援	22（21）	1（1）	1（1）	0（0）
介護予防ケアマネジメント	12（12）	0（1）	0（1）	0（0）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	7（7）	3（0）	3（0）	0（0）
夜間対応型訪問介護	2（2）	0（0）	0（0）	0（0）
地域密着型通所介護	59（67）	4（8）	1（7）	-3（-1）
（介護予防）認知症対応型通所介護	2（2）	0（0）	0（0）	0（0）
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	18（18）	8（2）	8（2）	0（0）

看護小規模多機能型居宅介護	2（1）	1（0）	1（0）	0（0）
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	60（60）	21（20）	18（20）	-3（0）
（地域密着型）介護老人福祉施設	30（28）	9（8）	9（8）	0（0）
介護老人保健施設	9（9）	3（4）	3（4）	0（0）
介護医療院	1（1）	0（0）	0（0）	0（0）
医療みなし	＊	0（0）	0（0）	0（0）
計	1,128（1,147）	190（186）	178（180）	-12（-6）

＊　「医療みなし」は，対象数の計に含めない。

※　対象数，計画数は令和７年４月１日現在のもの

※　（　）内の数値は，令和６年度のもの

9　運営指導の指摘状況

(1) 件数

本市が指導した文書指摘数等の内訳は，次のとおり。

件数	文書指摘	口頭指摘・助言	好事例
465(539)	195（198）	258（340）	12（1）

※　（　）内の数値は，令和６年度のもの

(2) 内容

ア 適正な施設・事業所運営の確保

項目	件数	主な指摘内容
設備	7	・汚物処理室に衛生用品があったため，清潔物と汚物を分け，衛生面に配慮すること。
人員・勤務管理	20	・福祉用具専門相談員に福祉用具の構造，使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせ，記録を残すこと。
規程・指針等の整備	42	・運営規定に「緊急時等における対応方法」を追加すること。
サービス提供に係る計画・記録の整備	39	・訪問看護報告書には，提供した看護の内容，家庭での介護の内容及び作成者の名前を記載すること。

緊急時対応（防災・防犯・事故を含む）	83	・業務継続計画に関する訓練（シミュレーション）を年１回以上行い，業務継続計画に関する研修を年１回以上及び新規採用時に行うこと。
虐待・身体的拘束	71	・虐待の防止のための従業者に対する研修について，研修の実施内容を記録すること。
苦情解決	10	・苦情の相談窓口，苦情処理の体制及び手順等の内容を事業所の見やすい場所に掲示すること。
健康・衛生管理	50	・感染症の予防及びまん延防止に関する訓練（シミュレーション）を年１回以上実施し，記録を明確に残すこと。
食事等の提供	0	
情報開示	0	
その他	32	・研修の実施内容及び参加状況について，記録を明確に残すこと。
合計	354	

イ　適正な財務処理の確保

項目	件数	主な指摘内容
各種加算等の適正な算定	91	・サービス提供体制強化加算の算定根拠である前年度の職員割合は，職員数ではなく常勤換算で算出すること。また，毎年度要件充足状況を確認し，記録を残すこと。
利用料金等の出納管理等	0	
公的支出（報酬・補助金）の請求・受領・運用	5	・軽度者に対して特定の福祉用具の提供をする場合には，必要性に関する判断の記録を適切に残すこと。
財産管理（利用者からの預かり財産を含む）	1	・管理費に預り金管理費，買い物代行・同行費用，電化製品費等が含められていて人によって金額が異なる。分けて記載するか内訳を記載することが望ましい。
その他	2	・実費相当額の請求が適当と認められる費

		用等（事務代行手数料等）については，重要事項説明書に当該内容を明記した上で，実費相当額を請求すること。
合計	99	

１０　監査等の実施状況

令和７年度は，基準違反の疑義により，７事業所への監査等を実施しました。監査の結果，１事業所（(介護予防）訪問看護）の行政処分（一部効力停止３月）を行いました。

監査等の種別	事業所数
監査（立入検査，出頭報告の求め）	7（1）
	・訪問介護及び訪問介護相当サービス　2（1）
	・(介護予防）訪問看護　2（0）
	・介護老人福祉施設　2（0）
	・介護老人保健施設　1（0）

※　（　）内の数値は，令和６年度のもの

１１　集団指導の実施状況

令和７年度は，集団指導の動画及び資料を柏市ホームページに配信及び掲載する手法により実施しました。

有料老人ホームへの立入検査

1　根拠

(1) 老人福祉法第２９条

(2) 柏市有料老人ホーム設置運営指導要綱

(3) 柏市有料老人ホーム設置運営指導指針

2　目的

老人福祉法及び柏市有料老人ホーム設置運営指導指針等の規定に照らして，改善を要すると認められる事項について必要な助言，指導等を行うことにより，施設の適正な運営及び入居者等に対するサービスの質の向上を図ることを目的とします。

3　実施体制

指導監査課が行います。有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅については，住宅政策課と指導監査課が合同で行う場合があります。

4　実施方法

職員が有料老人ホームに出向き，施設内を巡視し，老人福祉法施行規則（昭和３８年厚生省令第２８号）第２０条の６に定める帳簿（入居者が負担する費用の受領の記録等）等を確認します。

5　定期の立入検査の周期

３年に１回

6　評価基準

(1) 要改善事項

法令・通知等違反がある場合，前回の立入検査で口頭指摘した事項について正当な理由なく改善を怠っていた場合に行います。文書による通知を行い，概ね６０日以内の期限を付して改善報告を求めます。

(2) 通知事項

軽微な法令・通知等違反がある場合，改善中又は改善に向けた具体的な取組みが開始されていると判断される法令・通知等違反がある場合に行います。口頭指摘であることを明示した上で文書による通知を行い，改善状況を次回の立入検査等で確認します。

(3) 助言

法令・通知等違反ではありませんが，施設の運営等の向上に資すると考えられる事項がある場合に行います。立入検査のヒアリング等の中で行います。

7　重点指導事項

(1) 情報開示

(2) 業務継続計画の策定等

(3) 衛生管理等

(4) 体験入居

8　実施状況

令和７年度は,所管する８６ホームに対して,立入検査を３４ホームで実施しました。

ホームの種別	対象数	計画数	実施数	差引
有料老人ホーム	42（40）	18（9）	18（10）	0（1）
有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅	44（43）	14（17）	16（18）	2（1）
計	86（83）	32（26）	34（28）	2（2）

※　対象数，計画数は令和７年４月１日現在のもの

※　（　）内の数値は，令和６年度のもの

9　指摘状況

(1) 件数

評価基準	件数	ホーム数		
		指摘有り	指摘無し	計
要改善事項	12（7）	5（4）	29（24）	34（28）

通知事項	62（86）	23（24）	11（4）	34（28）
計	74（93）			

※　（　）内の数値は，令和６年度のもの

(2) 内容

ア 適正な施設・事業所運営の確保

項目	件数	主な指摘内容
設備	0	
人員・勤務管理	4	・有料老人ホームの職員が，介護保険サービスその他の業務を兼ねる場合は，各職員について，それぞれが従事する業務の種別に応じた勤務状況を明確にする観点から，適切に勤務表の作成及び管理を行うこと。
規程・指針等の整備	0	
サービス提供に係る計画・記録の整備	3	・洗濯，掃除等の家事の供与の内容を記載した帳簿を作成し，２年間保存すること。
緊急時対応（防災・防犯・事故を含む）	11	・感染症及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ・業務継続計画の研修及び訓練について，定期的に実施すること。
虐待・身体的拘束	11	・入居者に対するサービスの提供に当たっては，緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行ってはならないこと。緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には，必要な記録と身元引受人等から同意を得ること。緊急やむを得ない理由について，切迫性・非代替性・一時性の３つの要件を満たすこと。 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会について，開催のうえ，その結果について，職員に周知徹底すること。
苦情解決	0	

健康・衛生管理	0	
食事等の提供	0	
情報開示	34	・パンフレットに記載されている，24 時間 365 日の医療看護体制や対応可能な在宅医療は，貴法人が運営する訪問介護・訪問看護の利用が前提となっている旨を明確にすること。 ・入居契約に関する重要な事項を説明するため，別紙様式に基づき「重要事項説明書」を作成するものとし，入居者に誤解を与えることがないよう必要な事項を実態に即して正確に記載すること。 ・「柏市有料老人ホーム設置運営指導要綱」に基づき行う事前協議の結果及び柏市に提出される重要事項説明書の内容並びに老人福祉法の規定に基づき実施される立入検査の指導の状況等については，入居希望者が有料老人ホームの利用選択を行う際の判断の重要な要素となり，入居者の権利保護を図るうえで不可欠であると考えられることから，設置者においては一般に閲覧できる状態にしておくこと。
その他	7	・入居契約前に契約内容を十分説明のうえ，必ず説明を行った者及び説明を受けた者の署名を行うこと。
合計	70	

イ　適正な財務処理の確保

項目	件数	主な指摘内容
各種加算等の適正な算定	—	—
利用料金等の出納管理等	0	
財産管理（利用者からの預かり財産を含む）	4	・入居者の金銭，預金等の管理は入居者自身が行うことを原則とし，入居者本人が特に設置者に依頼した場合，又は入居者

		本人が認知症等により十分な判断能力を有せず金銭等の適切な管理が行えないと認められる場合であって，身元引受人等の承諾を得たとき限り，設置者において入居者の金銭等を管理すること。
その他	0	
合計	4	

障害者・障害児施設の指導監査の結果

障害者支援施設への指導監査

1　根拠

社会福祉法第７０条

2　目的

社会福祉法その他関係法令及び関係通知に基づき，円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的に実施します。

3　実施体制

指導監査課が行います。

4　実施方法

(1) 一般監査

関係法令等に基づく周期により，指導監査課職員が施設に出向いて実施します。

(2) 特別監査

一般監査によって重大な問題が認められた施設や,不祥事の発生した施設を対象に，改善が図られるまで重点的かつ継続的に実施します。

また，死亡事故等の重大事故（死亡事故，意識不明となる事態等の重大な事故をいいます。）が発生した場合又は利用者等の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合は重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含みます。）に実施します。

5　一般監査の周期

１年に１回

6　評価基準

(1) 文書指摘

法令・通知違反がある場合，前回の指導監査で口頭指摘した事項について正当な理由なく改善を怠っていた場合に行います。文書による通知を行い，概ね６０日以内の期限を付して改善報告を求めます。また，提出された改善報告では改善が認められないと判断される場合は，改善が図られるまで継続して指導を行います。

(2) その他（文書指摘以外）

軽微な法令・通知違反がある場合，改善中又は改善に向けた具体的な取組みが開始されていると判断される法令・通知違反がある場合に行います。また，法令・通知違反ではありませんが，社会福祉施設の運営の向上に資すると考えられる事項がある場合は指導監査のヒアリング等の中で助言します。

7　重点指導事項

(1) 利用者支援の充実

適切な個別支援計画の作成がなされているかの観点から，利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに，利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮して策定されているか等を確認します。

(2) 利用者の生活環境等の確保

施設設備等生活環境の適切な確保のため，居室等の清掃，衛生管理，保温，換気，採光及び照明の状況等を確認します。

8　一般監査の実施状況

令和７年度は，所管する２施設全てに対して，施設運営及び入所者処遇について実地監査を実施しました。

施設の種別	対象数	計画数	実施数	差引
障害者支援施設	2（2）	2（1）	2（1）	0（0）

※　（　）内の数値は，令和６年度のもの

9　障害者施設に係る指摘状況

(1) 件数

評価基準	件数	施設数		
		指摘有り	指摘無し	計
文書指摘	0（1）	0（1）	0（0）	0（1）
その他	3（9）	2（1）	0（0）	2（1）
計	3（10）			

※　（　）内の数値は，令和６年度のもの

(2) 内容

ア 適正な施設・事業所運営の確保

項目	件数	主な指摘内容
設備	0	
人員・勤務管理	0	
規程・指針等の整備	0	
サービス提供に係る計画・記録の整備	0	

緊急時対応（防災・防犯・事故を含む）	1	・非常災害対策に避難経路を記載すること。
虐待・身体的拘束	0	
苦情解決	0	
健康・衛生管理	0	
食事等の提供	0	
情報開示	0	
その他	2	・身体拘束適正化研修を実際した記録を残すこと。 ・運営規程において，利用者から徴収する物に関しては種別及び徴収する費用を規定すること。
合計	3	

イ　適正な財務処理の確保

適正な財務処理の確保については，重大な基準違反は認められませんでした。

項目	件数	主な指摘内容
各種加算等の適正な算定	0	
利用料金等の出納管理等	0	
財産管理（利用者からの預かり財産を含む）	0	
公的支出（報酬・補助金）の請求・受領・運用	0	
その他	0	
合計	0	

障害福祉サービス事業所等，障害児通所支援事業所等への運営指導等

1　根拠

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第１０条

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第４８条

(3) 柏市指定障害福祉サービス事業者等指導要領

(4) 柏市指定障害福祉サービス事業者等監査要領

(5) 児童福祉法第２１条の５の２２

(6) 児童福祉法第２４条の３４

(7) 児童福祉法第５７条の３の２

(8) 柏市指定障害児通所支援サービス事業者等指導要領

(9) 柏市指定障害児通所支援サービス事業者等監査要領

2　目的

指導は，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等に関する事項及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等に関する事項について周知徹底させ，指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援サービス事業者等（以下,「事業所」という。）が守るべき基準及び留意事項について質問検査をもって指導することにより，自立支援給付対象サービス等及び指定施設支援の質の確保並びに自立支援給付の適正化を図ることを目的とします。

3　実施体制

指導監査課が行います。

4　実施方法

(1) 運営指導

指導対象となる事業所を決定したときは，あらかじめ２か月前までに運営指導を実施する旨を通知します。

運営指導の通知を受けた事業所は，資料として，別に定めるサービスごとの指導調書を運営指導実施日の１か月前までに提出します。

市職員は，指導対象とした事業所に赴き，提出された指導調書をもとに，関係書類を閲覧し，関係者への面談方式で運営指導を行います。

(2) 監査

次に該当する場合に行います。

ア　運営指導により文書指摘を行った場合で，改善報告書の提出があったにもかかわらず，その後自主的な改善が図られないとき

イ　著しい運営基準違反が確認され，利用者及び入所者の生命又は身体の安全に危険

を及ぼすおそれがあるとき

ウ　自立支援給付に係る費用の請求に誤りがあり，その内容が著しく不正な請求と認められるとき

5　定期の運営指導の周期

原則６年（指定有効期間内）に１回。例外として，指定後間もない事業所，就労継続支援 A・B 型及び共同生活援助並びに児童発達支援及び放課後等デイサービスにあっては，３年に１回とする。

6　評価基準

(1) 文書事項（報告を要する事項）

法令，通知違反又は不適正があり，改善を要する場合に行います。文書による通知を行い，期限を付して改善報告を求めます。

(2) その他（文書指摘以外）

軽微な法令・通知違反がある場合，改善中又は改善に向けた具体的な取組みが開始されていると判断される法令・通知違反がある場合に行います。また，法令・通知違反ではありませんが，事業所の運営の向上に資すると考えられる事項がある場合運営指導のヒアリング等の中で助言します。

7　重点指導事項

令和６年度にも給付費の不正請求があったため，各サービスにおける基本報酬及び加算の適正な算定について，当該算定にあたり根拠とする記録等を確認し，適正な請求事務を行っているか確認します。

8　新規設置施設に対する重点指導事項

年々増加する新規設置施設については優先的に運営指導を行うこととし，法人や施設の安定的な運営とともに，利用者へのサービスの向上を図っていきます。

9　運営指導の実施状況

令和７年度は,所管するサービスに対して,次の表のとおり運営指導を実施しました。

サービスの種別	対象数	計画数	実施数	差引
居宅介護	88（89）	16（31）	15（28）	-1（-3）
重度訪問介護	65（68）	10（24）	10（23）	0（-1）
同行援護	27（27）	7（9）	7（10）	0（1）
行動援護	6（6）	0（3）	0（2）	0（-1）
療養介護	1（1）	0（0）	0（0）	0（0）
生活介護	43（43）	7（18）	9（21）	2（3）
短期入所	34（29）	2（11）	4（11）	2（0）
自立訓練（生活訓練）	5（5）	1（2）	1（2）	0（0）

自立訓練（宿泊型）	1（1）	0（1）	0（1）	0（0）
就労移行支援	19（17）	3（9）	5（9）	2（0）
就労継続支援Ａ型	12（10）	2（3）	2（3）	0（0）
就労継続支援Ｂ型	34（32）	9（16）	10（14）	1（-2）
就労定着支援	11（10）	3（6）	3（5）	0（-1）
自立生活援助	2（2）	0（0）	0（1）	0（1）
共同生活援助	49（49）	19（17）	19（17）	0（0）
施設入所支援	2（2）	0（1）	2（2）	2（1）
特定相談支援	37（42）	3（20）	8（18）	5（-2）
一般相談支援	15（14）	3（5）	3（5）	0（0）
児童発達支援	59（58）	16（24）	17（23）	1（-1）
放課後等デイサービス	76（76）	25（28）	26（26）	1（-2）
保育所等訪問支援	15（14）	1（6）	2（6）	1（0）
居宅訪問型児童発達支援	2（2）	1（0）	1（0）	0（0）
医療型児童発達支援	1（1）	0（0）	0（0）	0（0）
障害児相談支援	31（34）	6（19）	5（14）	-1（-5）
計	635（632）	134（253）	149（241）	15（-12）

※　対象数，計画数は令和７年４月１日現在のもの

※　（　）内の数値は，令和６年度のもの

１０　運営指導の指摘状況

(1) 件数

本市が指導した文書指摘数等の内訳は，次のとおり

件数	文書指摘	その他	（指導なし）
803（1,191）	72（165）	731（1,026）	9（-）

※　（　）内の数値は，令和６年度のもの

(2) 内容

ア 適正な施設・事業所運営の確保

項目	件数	主な指摘内容
設備	3	・各部屋の使用用途が変わった場合，変更届出を提出すること。 ・相談室は専用の区画を設けること。
人員・勤務管理	95	・サービス提供時間帯を通じて，利用児童数に応じた基準人員の配置を行うこと。
規程・指針等の整備	62	・業務継続の内容に基づき，研修及び訓練

		を実施すること。
サービス提供に係る計画・記録の整備	278	・法定代理受領による給付費の入金があった際は，その額を利用者へ通知すること。 ・個別支援計画作成までの順番を改めて確認すること。 ・個別支援計画を相談支援事業所へ交付した事実を記録すること。
緊急時対応（防災・防犯・事故を含む）	54	・避難訓練を実施すること。
虐待・身体的拘束	13	・虐待の防止委員会及び研修，身体拘束等の適正化のための委員会及び研修を決められた頻度で実施すること。
苦情解決	0	
健康・衛生管理	61	・感染症及び食中毒のまん延防止に関する員会及び研修を決められた頻度以上実施すること。
食事等の提供	0	
情報開示	24	・重要事項を掲示すること。 ・掲示物に関しては最新のものを掲示すること。
その他	106	・各種委員会と研修を同日に実施した場合そのことがわかるように記録すること。
合計	696	

イ　適正な財務処理の確保

項目	件数	主な指摘内容
各種加算等の適正な算定	101	・特定事業所加算の算定にあたっては全従業員に対し年１回健康診断を受診させること。 ・帰宅時支援加算の算定にあたっては，利用者が帰省している間，利用者の生活状況等を十分に把握するとともに，その内容について記録すること。

利用料金等の出納管理等	0	
財産管理（利用者からの預かり財産を含む）	0	
公的支出（報酬・補助金）の請求・受領・運用	6	・数か月にわたって個別支援計画に記載しているサービスの所要時間と提供実績の時間に乖離が生じているケースについては，個別支援計画の内容を速やかに見直すこと。
その他	0	
合計	107	

１１　監査等の実施状況

令和７年度は，基準違反疑義により，１事業所への特別監査を実施しました。

監査等の種別	事業所数
監査（立入検査）	1(2) 就労継続支援 A 型
行政指導又は改善勧告実施件数	1(1) 就労継続支援 A 型
行政処分実施件数（指定取消）	0(1)

※　（　）内の数値は，令和６年度のもの

１２　集団指導の実施状況

令和７年度は，集団指導の資料を柏市ホームページに掲載する手法により実施しました。

保育施設等の指導監査の結果

児童福祉施設等への指導監査

1　根拠

(1) 児童福祉法第４６条及び第３４条の１７

(2) 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第１９条

(3) 子ども・子育て支援法第１４条及び第５６条

2　目的

児童福祉法その他関係法令及び関係通知に基づき，円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的に実施します。

3　実施体制

指導監査課と保育運営課合同で実施します。

4　実施方法

(1) 一般指導監査

関係法令等に基づく周期により，指導監査課・保育運営課職員が実地検査又は必要と認める事項の報告を求め，基準を遵守しているかを確認します。

(2) 特別指導監査

一般監査によって重大な問題が認められた施設や,不祥事の発生した施設を対象に,改善が図られるまで重点的かつ継続的に実施します。

また，死亡事故等の重大事故（死亡事故，意識不明となる事態等の重大な事故をいいます。）が発生した場合又は利用者等の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合は重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含みます。）に実施します。

5　一般指導監査の周期

原則として，年度ごとに１回以上

6　評価基準

(1) 文書指摘

法令・通知違反がある場合，前回の指導監査で口頭指摘した事項について正当な理由なく改善を怠っていた場合に行います。文書による通知を行い，概ね６０日以内の期限を付して改善報告を求めます。また，提出された改善報告では改善が認められないと判断される場合は，改善が図られるまで継続して指導を行います。

(2) 口頭指摘

軽微な法令・通知違反がある場合，改善中又は改善に向けた具体的な取組みが開始されていると判断される法令・通知違反がある場合に行います。口頭指摘であることを明示した上で文書による通知を行い，改善状況を次回の指導監査等で確認します。

(3) 助言

法令・通知違反ではありませんが，社会福祉施設の運営の向上に資すると考えられる事項がある場合に行います。指導監査のヒアリング等の中で助言します。

7　重点指導事項

（1）保育に要する費用の適正な取扱い

実費徴収や上乗せ徴収の設定が適正であり,保護者への情報提供及び保護者の同意が行われているか確認します。

（2）経理事務及び決算事務の適正な執行

経理規程及び関係通知等に基づき適正な会計処理・決算事務が行われ，会計帳簿類・各種台帳・計算書類等が整備されているか確認します。

8　一般指導監査の実施状況

令和７年度は，所管する１６２施設のうち１５７施設に対して，施設運営及び利用者処遇について一般指導監査を実施しました。

認可等	施設の種別	対象数	計画数	実施数	差引
認可・認定	保育所	81（79）	81（79）	79（79）	-2（0）
	小規模保育事業	18（18）	18（18）	18（18）	0（0）
	幼保連携型認定こども園	17（17）	17（17）	16（17）	-1（0）
	幼稚園型認定こども園	5（4）	5（4）	5（4）	0（0）
認可外	その他保育所	10（10）	10（10）	8（9）	-2（-1）
	家庭的保育事業	3（3）	3（3）	2（2）	-1（-1）
	事業所内保育事業	15（19）	15（19）	16（18）	1（-1）
	企業主導型保育事業	13（14）	13（14）	13（14）	0（0）
認可認定　小計		121（118）	121（118）	118（118）	-3（0）
認可外　小計		41（46）	41（46）	39（43）	-2（-3）
計		162（164）	162（164）	157（161）	-5（-3）

※　対象数，計画数は令和７年４月１日現在のもの

※　（　）内の数値は，令和６年度のもの

9　保育施設等に係る指摘状況

(1) 件数

評価基準	件数	施設数		
		指摘有り	指摘無し	計
文書指摘	66（132）	36（84）	121（77）	157（161）
口頭指摘	149（368）	87（131）	70（30）	157（161）

計	215（500）			

※　（　）内の数値は，令和６年度のもの

(2) 内容

ア 適正な施設・事業所運営の確保

項目	件数	主な指摘内容
設備	12	・乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備を備えること。
人員・勤務管理	25	・配置基準に基づく必要な保育士等を，要児童数に応じて適切に配置すること。 ・延長保育を含む全ての保育時間について，施設長を含まず，配置基準に基づく必要な保育士等を配置すること。
規程・指針等の整備	24	・重要事項説明書を利用申込者に配付して説明を行い，教育・保育の開始について利用申込者の同意を得ていること。 ・要事項説明書について，利用者が見やすい場所に掲示すること。
サービス提供に係る計画・記録の整備	5	・特別な配慮を必要とする園児のため，個別の支援計画をたてること。
緊急時対応（防災・防犯・事故を含む）	51	・０歳児については乳幼児突然死症候群の対応として，仰向けに寝かせること。 ・避難及び消火訓練を毎月１回以上実施すること。
虐待・身体的拘束	0	
苦情解決	44	・苦情受付窓口及び解決の手順を常時確認できる状態で，施設内に掲示すること。なお，苦情窓口の情報は，担当者・責任者･第三者委員の名前及び連絡先を掲示すること。 ・重要事項説明書において，苦情窓口の第三者委員の連絡先について記載すること。
健康・衛生管理	31	・児童の定期健康診断を，少なくとも１年に２回実施していること。

		・月極めで利用している園児について，身長や体重の測定など基本的な発育チェックを毎月行い記録すること。
食事等の提供	2	・離乳食を加熱の際は，中心温度と測定時間を記録すること。
情報開示	21	・自ら提供する教育・保育の質の評価を行い，常にその改善を図ること。また，評価の結果について広く公表に努めること。 ・保護者に対し，安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。
その他	0	
合計	215	

イ　適正な財務処理の確保

適正な財務処理の確保については，重大な基準違反は認められませんでした。

項目	件数	主な指摘内容
各種加算等の適正な算定	0	
利用料金等の出納管理等	0	
財産管理（利用者からの預かり財産を含む）	0	
その他	0	
合計	0	

１０　特別指導監査等の実施状況

令和７年度は，基準違反疑義により，２事業所への特別指導監査等を実施しました。

監査等の種別	事業所数
特別指導監査（立入検査）	1 (1) 小規模保育事業（Ａ型）
行政指導ならびに改善勧告実施件数	2(2) 保育所，小規模保育事業（Ａ型）

※　（　）内の数値は，令和６年度のもの

幼稚園（特定教育・保育施設）への指導監査

1　根拠

子ども・子育て支援法第１４条及び第３８条

2　目的

特定教育・保育等の質の確保並びに施設型給付費等の支給の適正化を図ることを目的としています。

3　実施体制

指導監査課と保育運営課合同で実施します。

4　実施方法

実地指導等により行います。

5　一般監査の周期

原則として，年度ごとに１回以上

6　評価基準

(1) 文書事項（報告を要する事項）

法令，通知違反又は不適正があり，改善を要する場合に行います。文書による通知を行い，期限を付して改善報告を求めます。

(2) 口頭事項（報告を要さない事項）

軽微な法令・通知違反又は不適正があり，次回の指導監査等で改善結果が確認できる場合に行います。文書で通知を行います。

(3) 留意事項（指導監査時の講評のみ）

法令・通知違反ではありませんが，積極的に改善する意思が認められる場合，今後の取組みを要望する場合に行います。指導監査当日に講評のみ行います。

7　一般指導監査の実施状況

令和７年度は，所管する４施設に対して，施設運営及び利用者処遇について実地監査等を実施しました。

施設の種別	対象数	計画数	実施数	差引
幼稚園（新制度移行園）	４（2）	４（2）	４（2）	０（0）

※　対象数，計画数は令和７年４月１日現在のもの

※　（　）内の数値は，令和６年度のもの

8　一般指導監査の指摘状況

(1) 件数

評価基準	件数	施設数		
		指摘有り	指摘無し	計
文書指摘	2（0）	1（0）	3（2）	4（2）
口頭指摘	4（4）	1（2）	3（0）	4（2）
計	6（4）			

※　（　）内の数値は，令和６年度のもの

(2) 内容

ア 適正な施設・事業所運営の確保

項目	件数	主な指摘内容
設備	0	
人員・勤務管理	1	・夏休み期間において，配置基準に基づく必要な保育士等を，利用児童数に応じて適切に配置すること。
規程・指針等の整備	1	・インターネット上において，重要事項説明書を掲載すること。
サービス提供に係る計画・記録の整備	0	
緊急時対応（防災・防犯・事故を含む）	4	・事故防止のための指針（マニュアル）を整備し，職員に周知すること。 ・消防計画を作成し，消防署に届け出ること。
虐待・身体的拘束	0	
苦情解決	0	
健康・衛生管理	0	
食事等の提供	0	
情報開示	0	
その他	0	
合計	6	

イ　適正な財務処理の確保

適正な財務処理の確保については，重大な基準違反は認められませんでした。

項目	件数	主な指摘内容
各種加算等の適正な算定	0	
利用料金等の出納管理等	0	
財産管理（利用者からの預かり財産を含む）	0	
その他	0	
合計	0	

居宅訪問型事業者への指導監督

1　根拠

児童福祉法第５９条第１項

2　目的

適正な保育内容及び保育環境の確保を図ることを目的としています。

3　実施体制

指導監査課が実施します。

4　実施方法

・事業所については，実地検査を行います。

・個人については，一定の場所に集めて講習を実施します。

5　定期の指導監査の周期

原則として，年度ごとに１回以上

6　指導監査の実施状況

対象区分	対象数	計画数	実施数	差引
複数の保育士を有する事業所	1（1）	1（1）	1（1）	0（0）
個人	32（28）	32（28）	12（8）	-20（-20）
計	33（29）	33（29）	13（9）	-20（-20）

※　対象数，計画数は令和７年４月１日現在のもの

※　（　）内の数値は，令和６年度のもの

特定子ども・子育て支援施設への指導監査

1　根拠

子ども・子育て支援法第３０条の３（第１４条準用）

2　目的

施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的に行います。

3　実施体制

指導監査課が行います。

4　実施方法

(1) 実地指導

児童福祉施設等への指導監査と併せて実施

(2) 集団指導

新たに対象となった施設について，書面において実施

5　定期の実地指導の周期

６年に１回

6　評価基準

(1) 文書事項（報告を要する事項）

法令，通知違反又は不適正があり，改善を要する場合に行います。文書による通知を行い，期限を付して改善報告を求めます。

(2) 口頭事項（報告を要さない事項）

軽微な法令・通知違反又は不適正があり，次回の指導監査等で改善結果が確認できる場合に行います。文書で通知を行います。

(3) 留意事項（指導監査時の講評のみ）

法令・通知違反ではありませんが，積極的に改善する意思が認められる場合，今後の取組みを要望する場合に行います。指導監査当日に講評のみ行います。

7　実地指導の実施状況

対象区分	対象数	計画数	実施数	差引
幼稚園（新制度未移行園）	12（15）	2（3）	2（3）	0（0）
認可外保育施設	12（12）	0（0）	0（0）	0（0）
事業所内保育施設	12（18）	4（5）	4（4）	0（-1）
預かり保育事業	25（22）	3（4）	4（4）	1（0）
一時預かり事業	20（20）	4（3）	3（3）	-1（0）
病児保育事業	2（1）	0（0）	0（0）	0（0）
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	1（1）	1（0）	1（0）	0（0）

計	84（89）	14（15）	14（14）	0（-1）

※　対象数，計画数は令和７年４月１日現在のもの

※　（　）内の数値は，令和６年度のもの

※　複数の事業にまたがる事業者は，上位の項目で計上

8　実地指導の指摘状況

(1) 件数

評価基準	件数	施設数		
		指摘有り	指摘無し	計
文書指摘	1（1）	1（1）	13（13）	14（14）
口頭指摘	0（0）	0（0）	14（14）	14（14）
計	1（1）			

(2) 内容

ア 適正な施設・事業所運営の確保

項目	件数	主な指摘内容
設備	0	
人員・勤務管理	0	
規程・指針等の整備	0	
サービス提供に係る計画・記録の整備	1	・提供の対価（利用料）の支払を受ける際は保護者に対し、領収証を交付すること。
緊急時対応（防災・防犯・事故を含む）	0	
虐待・身体的拘束	0	
苦情解決	0	
健康・衛生管理	0	
食事等の提供	0	
情報開示	0	
その他	0	
合計	1	

イ　適正な財務処理の確保

適正な財務処理の確保については，重大な基準違反は認められませんでした。

項目	件数	主な指摘内容
各種加算等の適正な算定	0	
利用料金等の出納管理等	0	
財産管理（利用者からの預かり財産を含む）	0	
その他	0	
合計	0	

9　集団指導の実施状況

令和７年度は，対象施設はありませんでした。

乳児等通園支援事業の指導監査（令和７年１０月から開始）

1　根拠

児童福祉法第３４条の１７第１項及び児童福祉法施行令第３５条の４

2　目的

児童福祉法その他関係法令及び関係通知に基づき,適切な事業運営の確保を図ることを目的に実施します。

3　実施体制

指導監査課が行います。

4　実施方法

実地につき検査を実施します。

5　定期の実地指導の周期

原則として，年度ごとに１回以上

6　評価基準

(1) 文書事項（報告を要する事項）

法令，通知違反又は不適正があり，改善を要する場合に行います。文書による通知を行い，期限を付して改善報告を求めます。

(2) 口頭事項（報告を要さない事項）

軽微な法令・通知違反又は不適正があり，次回の指導監査等で改善結果が確認できる場合に行います。文書で通知を行います。

(3) 留意事項（指導監査時の講評のみ）

法令・通知違反ではありませんが，積極的に改善する意思が認められる場合，今後

の取組みを要望する場合に行います。指導監査当日に講評のみ行います。

7　実地検査の実施状況

施設の種別	対象数	計画数	実施数	差引
保育所	3	3	3	0
小規模保育事業	0	0	0	0
幼保連携型認定こども園	1	1	1	0
幼稚園型認定こども園	0	0	0	0
その他	1	1	1	0
計	5	5	5	0

8　実地検査の指摘状況

(1) 件数

評価基準	件数	施設数		
		指摘有り	指摘無し	計
文書指摘	0	0	5	5
口頭指摘	0	0	5	5
計	0			

(2) 内容

令和７年度は，指摘事項はありませんでした。

社会事業授産施設の指導監査の結果

社会事業授産施設への指導監査

1　根拠

社会福祉法第７０条

2　目的

社会福祉法その他関係法令及び関係通知に基づき，円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的に実施します。

3　実施体制

指導監査課が行います。

4　実施方法

(1) 一般監査

関係法令等に基づく周期により，指導監査課職員が施設に出向いて実施します。

(2) 特別監査

一般監査によって重大な問題が認められた施設や,不祥事の発生した施設を対象に，改善が図られるまで重点的かつ継続的に実施します。

また，死亡事故等の重大事故（死亡事故，意識不明となる事態等の重大な事故をいいます。）が発生した場合又は利用者等の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合は重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含みます。）に実施します。

5　一般監査の周期

原則として，１年に１回

6　評価基準

(1) 文書指摘

法令・通知違反がある場合，前回の指導監査で口頭指摘した事項について正当な理由なく改善を怠っていた場合に行います。文書による通知を行い，概ね６０日以内の期限を付して改善報告を求めます。また，提出された改善報告では改善が認められないと判断される場合は，改善が図られるまで継続して指導を行います。

(2) 口頭指摘

軽微な法令・通知違反がある場合，改善中又は改善に向けた具体的な取組みが開始されていると判断される法令・通知違反がある場合に行います。口頭指摘であることを明示した上で文書による通知を行い，改善状況を次回の指導監査等で確認します。

(3) 助言

法令・通知違反ではありませんが，社会福祉施設の運営の向上に資すると考えられる事項がある場合に行います。指導監査のヒアリング等の中で助言します。

7　重点指導事項

(1) 新規設置施設に対する重点指導事項

新規設置施設については重点的に指導監査を行い，法人や施設の安定的な運営とともに，利用者へのサービスの向上を図っていきます。

(2) 個別重点指導事項

ア 就業環境の整備

利用者に対し適切な処遇を行う観点から，職員の就業環境が害されることがないよう，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動を防止するための方針を明確化する等必要な措置を講じているか確認します。

イ 帳簿の整備

柏市保護施設等設備運営基準条例に基づいた適切な運営がなされ，設備，職員，会計及び利用者の処遇の状況に関する帳簿が整備されているか確認します。

8　一般監査の実施状況

令和７年度は，所管する１施設に対して，施設運営及び在所者処遇について実地監査を実施しました。

施設の種別	対象数	計画数	実施数	差引
社会事業授産施設	1（1）	1（1）	1（1）	0（0）

※　対象数，計画数は令和７年４月１日現在のもの

※　（　）内の数値は，令和６年度のもの

9　社会事業授産施設に係る指摘状況

(1) 件数

評価基準	件数	施設数		
		指摘有り	指摘無し	計
文書指摘	0（7）	0（1）	1（0）	1（1）
口頭指摘	2（0）	1（0）	0（1）	1（1）
計	2（7）			

※　（　）内の数値は，令和６年度のもの

(2) 内容

ア 適正な施設・事業所運営の確保

項目	件数	主な指摘内容
設備	0	
人員・勤務管理	0	
規程・指針等の整備	1	・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止

		のための指針を整備すること。
サービス提供に係る計画・記録の整備	0	
緊急時対応（防災・防犯・事故を含む）	1	・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに，その結果について，職員に周知徹底を図ること。
虐待・身体的拘束	—	
苦情解決	0	
健康・衛生管理		
食事等の提供	—	
情報開示	—	
その他	0	
合計	2	

イ　適正な財務処理の確保

適正な財務処理の確保については，重大な基準違反は認められませんでした。

項目	件数	主な指摘内容
各種加算等の適正な算定	—	
利用料金等の出納管理等	0	
財産管理（利用者からの預かり財産を含む）	0	
その他	0	
合計	0	